

第5節 機材の検査に伴う試験

- 試験は、次の機材について行わなければならない。
 - 建設大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書(最新版)」で指定された機材
 - 共通仕様書、特記仕様書に指定された機材
 - 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない機材
- 試験方法は、JIS(日本工業規格)、JEC(電気学会電気規格調査標準規格)、JEM(日本電気工業会)等に定めのある場合には、それによらなければならない。
- 試験が完了したときは、その試験成績表を速やかに監督職員に提出しなければならない。
- 製造者において、実験値が整備されているものは、監督職員の承諾により、性能表、能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。

第3章 完成図書等

第1節 適用

本章は、電気設備工事におけるすべての工事について適用するものとする。

第2節 完成図書

第4編第3章第2節完成図書の規定によるものとする。

第3節 標識

- 特別高圧又は高圧の機器、母線等を屋外に施設する変電所並びにこれらに準ずる場所の出入口には、図3-1「標識1」に示す標識を取り付けなければならない。
- 前項の場所で取扱者以外の者が立ち入らないように設置した柵には各面に図3-1「標識2」に示す標識を取り付けなければならない。
- 高圧配電盤には、図3-1「標識3」に示す標識を取り付けなければならない。
- 無人の受変電設備及び無人ポンプ所の高圧配電盤で高圧回路の開閉操作を行う場所及び充電部又は高圧ケーブル設置か所には、図3-1「標識4」に示す標識を取り付けなければならない。
- 蓄電池盤及び発電機盤には、図3-1「標識5」に示す標識を取り付けなければならない。
- 電柱には、図3-1「標識6」に示す標識を取り付けなければならない。
- その他必要に応じ、図3-1「標識1」～「標識6」のうちから選定し、取り付けなければならない。
- 標識の材質は、図3-1「標識1」～「標識5」は、アクリル製で、字体は、丸形ゴシック、裏面彫刻とする。

第5節 機材の検査に伴う試験

- 試験は、次の機材について行わなければならない。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)」で指定された機材
 - 共通仕様書、特記仕様書に指定された機材
 - 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない機材
- 試験方法は、JIS(日本産業規格)、JEC(電気学会電気規格調査標準規格)、JEM(日本電気工業会)等に定めのある場合には、それによらなければならない。
- 試験が完了したときは、その試験成績表を速やかに監督職員に提出しなければならない。
- 製造者において、実験値が整備されているものは、監督職員の承諾により、性能表、能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。

第3章 完成図書等

第1節 適用

本章は、電気設備工事におけるすべての工事について適用するものとする。

第2節 完成図書

第4編第3章第2節完成図書の規定によるものとする。

第3節 標識

- 特別高圧又は高圧の機器、母線等を屋外に施設する変電所並びにこれらに準ずる場所の出入口には、図3-1「標識1」に示す標識を取り付けなければならない。
- 前項の場所で取扱者以外の者が立ち入らないように設置した柵には各面に図3-1「標識2」に示す標識を取り付けなければならない。
- 高圧配電盤には、図3-1「標識3」に示す標識を取り付けなければならない。
- 無人の受変電設備及び無人ポンプ所の高圧配電盤で高圧回路の開閉操作を行う場所及び充電部又は高圧ケーブル設置か所には、図3-1「標識4」に示す標識を取り付けなければならない。
- 蓄電池盤及び発電機盤には、図3-1「標識5」に示す標識を取り付けなければならない。
- 電柱には、図3-1「標識6」に示す標識を取り付けなければならない。
- その他必要に応じ、図3-1「標識1」～「標識6」のうちから選定し、取り付けなければならない。
- 標識の材質は、図3-1「標識1」～「標識5」は、アクリル製で、字体は、丸形ゴシック、裏面彫刻とする。

基準類の改定に伴う修正

規格改正

語句の修正

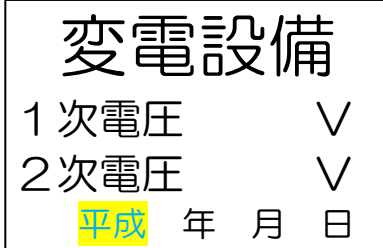

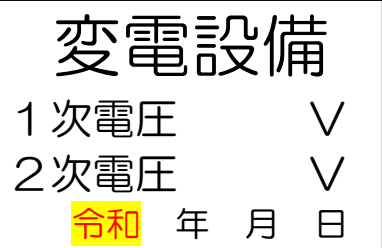


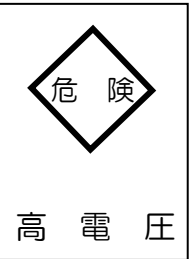

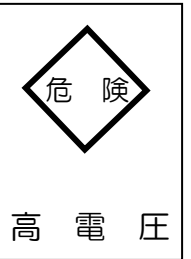
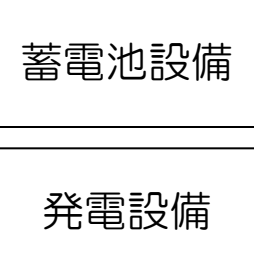
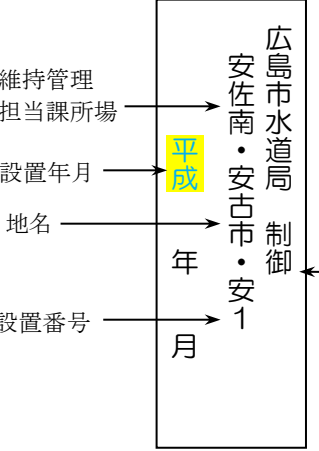
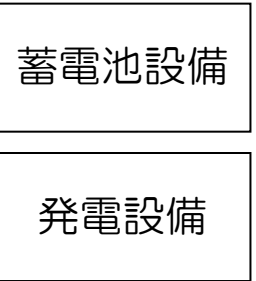
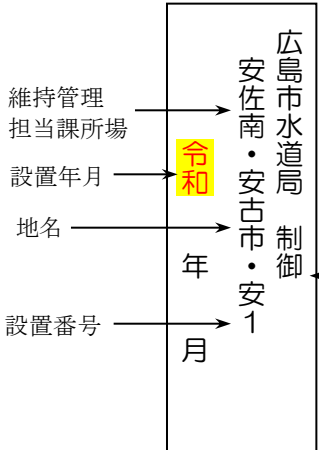
<p>標識 1</p>  <p>白地に黒文字 変電設備 80 mm 角 1次電圧 50 mm 角 2次電圧 50 mm 角 年月日 40 mm 角 W : 450 mm H : 300 mm t : 4 mm 以上</p> <p>標識 2</p>  <p>白地に黒文字 □は朱色 ◇は100 mm 角で 枠は10 mm W : 150 mm H : 350 mm t : 4 mm 以上</p>	<p>標識 1</p>  <p>白地に黒文字 変電設備 80 mm 角 1次電圧 50 mm 角 2次電圧 50 mm 角 年月日 40 mm 角 W : 450 mm H : 300 mm t : 4 mm 以上</p> <p>標識 2</p>  <p>白地に黒文字 □は朱色 ◇は100 mm 角で 枠は10 mm W : 150 mm H : 350 mm t : 4 mm 以上</p>	<p>元号の変更</p>
<p>標識 3</p>  <p>白地に黒文字 ◇は100 mm 角で 枠は7~10 mm ◇内黄赤 (2.5 YR 6/13) W : 300 mm H : 225 mm t : 4 mm 以上</p> <p>標識 4</p>  <p>白地に黒文字 ◇は100 mm 角で 黒枠 7 mm ◇内黄赤 (2.5 YR 6/13) W : 225 mm H : 300 mm t : 4 mm 以上</p>	<p>標識 3</p>  <p>白地に黒文字 ◇は100 mm 角で 枠は7~10 mm ◇内黄赤 (2.5 YR 6/13) W : 300 mm H : 225 mm t : 4 mm 以上</p> <p>標識 4</p>  <p>白地に黒文字 ◇は100 mm 角で 黒枠 7 mm ◇内黄赤 (2.5 YR 6/13) W : 225 mm H : 300 mm t : 4 mm 以上</p>	<p>元号の変更</p>
<p>標識 5</p>  <p>白地に黒文字 W : 300 mm H : 150 mm t : 4 mm 以上</p> <p>標識 6</p>  <p>材質はアルミ製 文字体は丸形ゴシック 表面彫刻 アルミ地金に黒文字 W : 80 mm H : 240 mm t : 0.8 mm 以上</p> <p>使用内容 (制御、電防、引込等)</p>	<p>標識 5</p>  <p>白地に黒文字 W : 300 mm H : 150 mm t : 4 mm 以上</p> <p>標識 6</p>  <p>材質はアルミ製 文字体は丸形ゴシック 表面彫刻 アルミ地金に黒文字 W : 80 mm H : 240 mm t : 0.8 mm 以上</p> <p>使用内容 (制御、電防、引込等)</p>	<p>元号の変更</p>

図 3-1 標識

図 3-1 標識

第4章 電力設備工事

設計図書によるもののほかは、建設省官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書（最新版）」の規定によるものとする。

第5章 受変電設備工事

設計図書によるもののほかは、建設省官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書（最新版）」の規定によるものとする。

第6章 静止形電源設備工事

設計図書によるもののほかは、建設省官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書（最新版）」の規定によるものとする。

第7章 自家発電設備工事

設計図書によるもののほかは、建設省官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書（最新版）」の規定によるものとする。

第8章 通信・情報設備工事

設計図書によるもののほかは、建設省官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書（最新版）」の規定によるものとする。

第9章 中央監視制御設備工事

設計図書によるもののほかは、建設省官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書（最新版）」の規定によるものとする。

第4章 電力設備工事

設計図書によるもののほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」の規定によるものとする。

第5章 受変電設備工事

設計図書によるもののほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」の規定によるものとする。

第6章 静止形電源設備工事

設計図書によるもののほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」の規定によるものとする。

第7章 自家発電設備工事

設計図書によるもののほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」の規定によるものとする。

第8章 通信・情報設備工事

設計図書によるもののほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」の規定によるものとする。

第9章 中央監視制御設備工事

設計図書によるもののほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」の規定によるものとする。

基準類の改定に伴う修正

基準類の改定に伴う修正

基準類の改定に伴う修正

基準類の改定に伴う修正

基準類の改定に伴う修正

基準類の改定に伴う修正